

平成29年度

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業  
委託事業（新規課題）

【実用技術開発ステージ】  
＜現場ニーズ対応型、重要施策対応型＞

公 募 要 領

公募受付期間：平成29年1月11日（水）～平成29年2月13日（月）12時

※本公募は、平成29年度予算成立が前提となります。

今後、予算成立までの過程で内容等に変更があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

【ご注意】

本事業への応募は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。  
（郵送や直接の持ち込み、e-mail等では一切受け付けません。）

なお、e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」「研究者の登録」が必要となります。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって手続を行ってください。

平成29年1月

農林水産省  
農林水産技術会議事務局

# 目 次

	共通事項 ページ
1 事業の内容	1
(1) 目的 (2) 事業の対象範囲	
(3) シームレスによる研究ステージの移行 (4) その他注意事項	
(5) 研究実施までのスケジュール (想定)	
2 事業スキーム	3
3 応募資格等	4
(1) 研究機関等の分類 (2) 応募者の資格要件	
(3) 複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件	
(4) 普及・実用化支援組織の要件 (5) 実需者及び生産者の要件	
(6) 研究管理運営機関を設置できる要件 (7) 研究機関等の役割分担について	
4 応募の手続等	8
(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) での応募	
(2) 応募書類 (研究課題提案書) について	
(3) 応募に当たっての注意事項 (4) 応募受付期間	
5 研究委託費の内容	9
(1) 直接経費 (2) 間接経費 (3) 一般管理費	
6 研究課題の管理等	9
(1) 委託契約の締結について (2) 研究成果の取扱い	
(3) 繰越明許について (4) 収益納付について	
(5) 物品等の所有権の帰属について	
7 研究課題の進行管理、中間・事後評価等	14
(1) 研究課題の進行管理等について (2) 研究課題の評価	
(3) 国民との科学・技術対話 (アウトリーチ活動)	
(4) 研究終了課題のフォローアップ調査	
8 中小企業の支援 (中小企業技術革新制度 : S B I R)	17
9 法令・指針等の遵守への対応	17
10 研究機関の経費執行状況のチェック体制の強化	18

11	その他応募に当たっての注意事項	18
	(1) 重複応募・重複研究参画	
	(2) 不合理な重複及び過度の集中の排除	
	(3) 研究費の不正使用防止のための対応	(4) 虚偽の申請に対する対応
	(5) 研究活動の不正行為防止のための対応	(6) 指名停止を受けた場合の取扱い
	(7) 個人情報の取扱い	

12	本事業に係る相談窓口	23
----	------------	----

**【実用技術開発ステージ 現場ニーズ対応型・重要施策対応型に関する公募要件】**

実用技術開発ステージページ

1	実用技術開発ステージ 現場ニーズ対応型・重要施策対応型について	1
	(1) 実用技術開発ステージ 現場ニーズ対応型・重要施策対応型の対象分野について	
	(2) 募集する研究区分	(3) 研究費の上限、研究実施期間
	(4) 新規採択研究課題数 (想定)	(5) 各種施策を促進するための措置
	(6) 「研究ネットワーク」との連携	
	(7) 「「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会」との連携	
	(8) 研究支援者 (コーディネーター等) の参画の推進	
2	応募要件等	4
	(1) 応募要件	(2) 普及・実用化支援組織の参画
	(3) 知的財産の実施許諾	
3	応募書類 (研究課題提案書) 等	5
4	民間企業との連携の強化	6
5	研究課題の選定	7
	(1) 審査の方法及び手順	(2) 審査基準
		(3) 審査結果の通知等

(別紙資料等)

別紙1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

別紙2 府省共通経費取扱区分表等について

別紙3 行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題（行政課題）について

○（参考）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）における応募書類のアップロード方法  
（別添）研究分野・研究対象・研究内容/研究手法 コード表

○必要応募書類チェックシート（応募する前に必要書類のチェックをお願いします。）

○ 応募書類（研究課題提案書）（※応募書類の記載事例及び留意事項を含む）

# 【農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業 公募要領 共通事項】

## 1 事業の内容

### (1) 目的

我が国の農林漁業は、担い手不足の深刻化や高齢化といった厳しい状況にあり、活力も低下しています。このため、食と農林漁業の競争力・体質強化が課題となっており、農林水産・食品分野の成長産業化を早急に図る必要があります。

こうした中、我が国の有する高い農林水産・食品分野の研究開発能力を活かし、これらの研究成果を産業競争力につなげる産学連携の研究を支援することが必要です。しかしながら、農林水産・食品分野においては、公的研究機関による研究が主体となっており、異分野の大学との連携や異業種の民間企業による研究投資は他分野に比べ弱く、民間企業の先端技術がほとんど活用されていません。

この現状を打破し、農林水産・食品分野の成長産業化に向けたイノベーションを生み出すためには、公的機関等の基礎研究の成果を民間企業の参画により着実に生産現場等の実用化につなげ、農林漁業者や社会に還元する仕組みが不可欠です。

このため、本事業は、分野横断的に民間企業等の研究勢力を呼び込んだ形で、国内の研究勢力の結集や人材交流の活性化を図るとともに、革新的な技術の開発を基礎研究から実用化研究まで継ぎ目なく（シームレスに）支援し、ブレークスルーとなる技術を効果的・効率的に開発することにより、農林水産・食品分野の成長産業化及び地域の活性化に貢献します。

### (2) 事業の対象範囲

本事業は、農林水産業・食品産業の発展、新たなビジネス分野の創出につながる基礎・応用段階の研究開発から実用化段階までの研究開発を対象とします。

基礎段階の研究開発を「シーズ創出ステージ」、応用段階の研究開発を「発展融合ステージ」、実用化段階の研究開発を「実用技術開発ステージ」と設定します。各研究ステージの詳細は、別に記載する各ステージごとの公募要件を御覧ください。

なお、本事業は、自然科学系研究における研究・技術の開発を主体的に行う研究課題を対象としており、以下のような研究課題は応募の対象とはなりません。仮にこのような研究課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなりますので御注意ください。

- ・ 社会科学系研究を主として行う研究課題
- ・ 農林水産業・食品産業の発展に寄与しない研究課題

### (3) シームレスによる研究ステージの移行

本事業では、実施した研究課題において優れた成果や有望な将来性が見込める成果を創出した場合は、「シーズ創出ステージ」から「発展融合ステージ」又は「実用技術開発ステージ」へ、「発展融合ステージ」から「実用技術開発ステージ」へと次の研究ステージへ公募を介さずに移行できるシームレスの仕組みを導入します。

#### (4) その他注意事項

応募に当たっては、研究課題の審査において、他府省を含め現在実施中の研究課題との重複の有無も判断材料となることから、農林水産省の委託プロジェクト研究及び他府省を含む競争的資金等の実施研究課題について、ホームページ等により確認してください。

- ・農林水産省委託プロジェクト研究

[http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2017/project\\_2017\\_1.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2017/project_2017_1.htm) (予定)

- ・革新的技術開発・緊急展開事業

<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/h27kakushin/index.html>

- ・競争的資金制度

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>

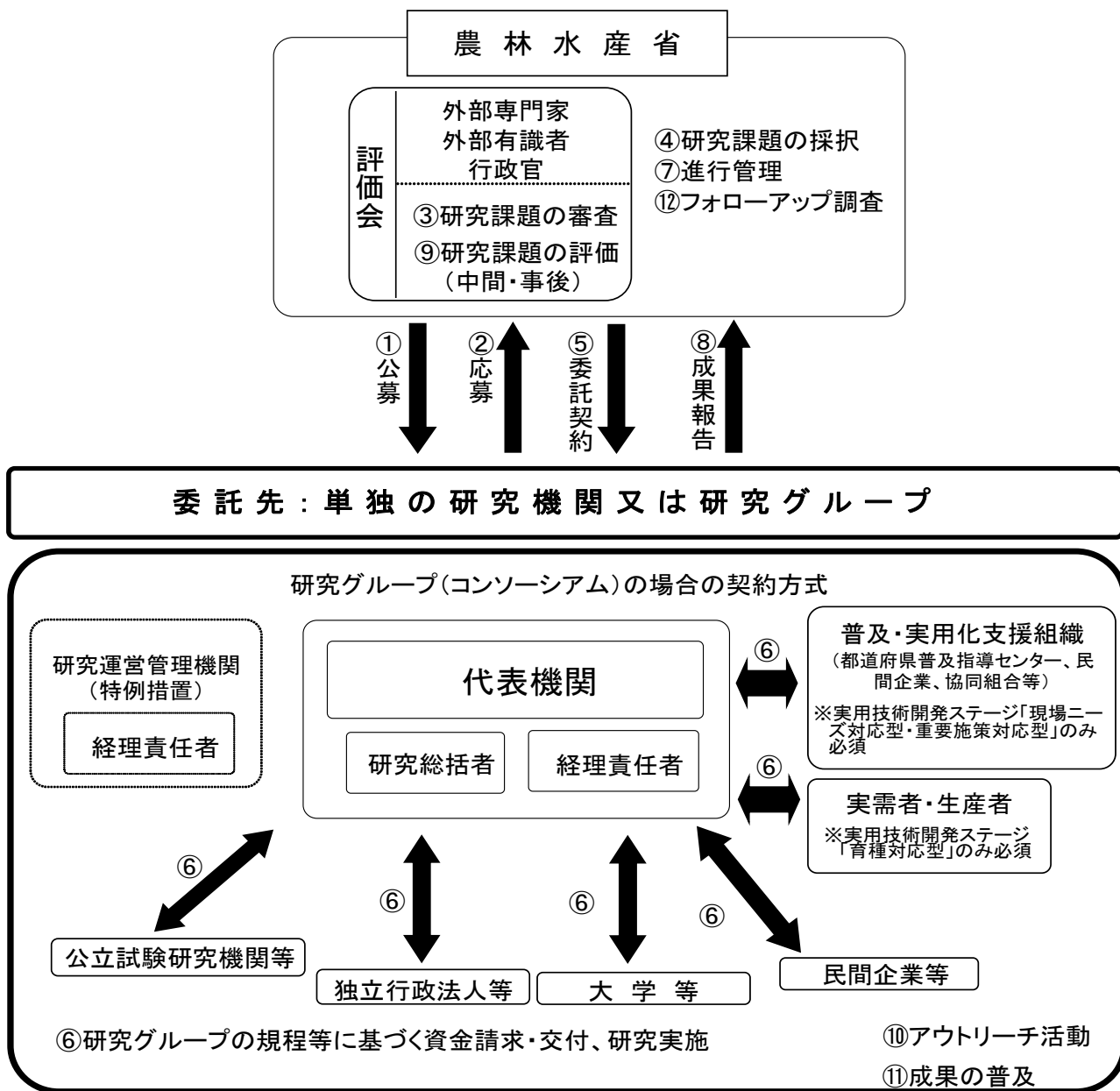
- ・その他の研究資金は各府省のホームページを参照してください。

#### (5) 研究実施までのスケジュール (想定)

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ・公募要領の掲示     | 平成29年1月11日           |
| ・公募期間        | 平成29年1月11日～2月13日12時  |
| ・公募説明会       | 平成29年1月13日～1月26日     |
| ・1次(書面)審査    | 平成29年2月中旬～3月中旬       |
| ・2次(ヒアリング)審査 | 平成29年4月              |
| ・採択研究課題の公表   | 平成29年4月下旬            |
| ・委託契約作業      | 平成29年5月～6月           |
| ・研究開始        | 平成29年6月以降委託契約締結後順次開始 |

## 2 事業スキーム（公募から研究実施までの流れ）

農林水産省が公募し、応募者（単独で応募した場合はその機関、研究グループとして応募する場合は代表機関）が提案した研究課題について、外部専門家等からなる評価会において研究課題を審査し、契約手続きを経て、研究開発を実施していただきます。



※ 研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約していただきます。

※ 「6（1）委託契約の締結について」に示す方法により、研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。研究費は、各研究機関等が責任を持って執行していただきます。

※ 研究グループの構成要件は、研究ステージごとに異なります。詳細は、各研究ステージの公募要件を御確認願います。

### 3 応募資格等

#### (1) 研究機関等の分類

応募する研究機関等を以下のⅠ～Ⅳのセクターに分類します。

セクターⅠ	都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人
セクターⅡ	大学及び大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊法人及び認可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

※Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、「本事業に係る相談窓口」までお問合せください。

#### (2) 応募者の資格要件

応募者（単独で応募した場合はその機関、研究グループとして応募する場合は代表機関。以下同じ。）は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関等（※）であること。

（※）研究機関等とは、国内に設置された機関であり、法人格を有する者であって、以下の2つの条件を満たす機関を指します。

（i）研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。

（ii）知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。

- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。

提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約（平成29年6月以降を予定）までに競争参加資格を取得してください。資格の取得には時間を要しますので、提案書の提出後、速やかに申請を行ってください。また、資格が取得できなかった場合は、採択を取り消します。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。

詳しくは、以下を御覧ください。

(<https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/h28-yukoshikaku.html>)

代表機関が、平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であるかどうかについては、「有資格者名簿閲覧ページ」にて確認できます。

(<https://www.chotatujoho.go.jp/csjs/ex016/StartShikakushaMenuAction.do>)

- ③ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省から提示する委託契約書に合意できること。

- ④ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、国外機関が有する特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。



⑤ 応募者が受託しようとする公募研究課題について、研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有するとともに、研究総括者及び経理責任者を設置していること。具体的には以下の能力・体制を有していることが必要です。

- A 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制
- B 研究グループを設立し、国との委託契約を締結できる能力・体制
- C 知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制
- D 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経費執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
- E 研究成果の普及、共同研究機関等との連絡調整等、コーディネート業務を円滑に行う能力・体制

なお、研究を実施しない「普及・実用化支援組織」、「実需者」及び「生産者」は代表機関となることができません。

⑥ 応募者に所属する研究者の中から当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「研究総括者」という。）を選定すること。

研究総括者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- A 原則として応募者に常勤的に所属しており、国内に在住していること
- B 当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること
- C 当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること

なお、長期出張により長期間研究が実施できない場合、又は人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、研究総括者になることを避けてください（審査期間中や研究課題の実施期間中の研究総括者の交替は原則として認めません。）。

### （3）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件

委託事業は直接採択方式であり、公募研究課題の一部又は全部を受託者が他の研究機関等に再委託することはできません。

このため、複数の研究機関等が研究グループを構築して公募研究課題を受託しようとする場合には、コンソーシアムを構成し、次の要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にした上で、応募は研究グループの代表機関からしていただく必要があります。

① 研究グループを組織して共同研究を行うことについて、研究グループに参加する全ての機関が同意していること。

② 研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、研究グループとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）、又

は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。

- ③ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。
- ④ 研究グループに参画する代表機関以外の共同研究機関等は、以下の能力・体制を有していること。
  - A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
  - B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関等に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

#### （４）普及・実用化支援組織の要件

本事業では、研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、研究グループに普及・実用化支援組織の参画を推進しています。

特に、「実用技術開発ステージ」のうち「現場ニーズ対応型」及び「重要施策対応型」は普及・実用化支援組織の研究グループへの参画を必須としております。

普及・実用化支援組織は、（３）④に示した共同研究機関等のA及びBの要件に加え、以下の能力・体制を有していることが必要です。

- C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力・体制
- D 研究又は関係機関と生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制
- E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができる能力・体制

なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。

- F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見を研究グループにフィードバックできる能力・体制

#### （５）実需者及び生産者の要件

本事業の「実用技術開発ステージ」のうち「育種対応型」は、研究開発当初から実需者等のニーズを的確に反映させ、開発した品種を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、研究グループの中に、実需者及び生産者の参画を必須としております。

実需者とは、対象とする農産物を直接使用する者に限らず、その農産物を流通する者や加工する者などを指し、（４）に示した普及・実用化支援組織の要件に加え、開発しようとする品種に求められる流通・加工上のニーズを適切に品種開発を行う研究者に伝えることができる能力・体制を有していること、開発される技術等を活用した製品等の販売を担うことができる能力・体制を有していることが必要です。

生産者とは、対象とする農産物を栽培している生産者、法人の代表者や生産者が組織する団体などを指し、（４）に示した普及・実用化支援組織の要件に加え、開発しようとする品種に求められる栽培上のニーズを適切に品種開発を行う研究者に伝えることができる能力・体制を有していることが必要です。

## (6) 研究管理運営機関を設置できる要件

農林水産省が必要と認めた場合に限り、研究総括者が所属する応募者とは別に、国との委託契約業務や経理執行業務を担う機関（以下「研究管理運営機関」という。）を設置できるものとします。

### [研究管理運営機関を設置できる例]

- ・ 地方公共団体において、研究の実施に当たって事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、地方公共団体に所属する研究者が研究総括者となる場合であって、かつ、地方公共団体に経理責任者を配置することが困難と認められる場合
- ・ 研究総括者が中小企業等に所属し、又は研究グループに多数の中小企業等が参画しており、国との委託契約の実績がほとんど無いため、委託契約の締結が著しく遅延すると認められる場合

研究管理運営機関を設置する場合は、構成員の要件は、一部、以下のとおり変更いたします。

### [研究管理運営機関の要件]

研究を実施する機関が、研究管理運営機関となる場合は、(2) ⑤の記載事項を準用します。

研究の管理運営だけを行う機関が、研究管理運営機関となる場合は、(2) ⑤の記載事項のうち、「A 研究（企画調整を含む。）を円滑に実施する能力・体制を有していること」の要件を準用しないこととするとともに、以下の要件を追加します。

F 研究総括者と一体となって研究を推進することができる範囲の地域に所在する機関であること。

G 原則、国との委託契約の実績を有し、委託契約手続をスムーズに行うことができる能力・体制を有すること。

なお、この措置は特例措置であることから、これを希望する場合は、研究管理運営機関を活用する理由を応募書類（様式2-4）に記載していただくとともに、応募者の経理責任者の承認を必要とします。

## (7) 研究機関等の役割分担について

研究グループで研究課題を提案する場合は、研究の効果的・効率的な推進を図る観点から、研究課題構成と代表機関及び共同研究機関等（必要に応じて、普及・実用化支援組織、実需者及び生産者を含む。）の役割分担を明確にするとともに、研究課題の参画機関数は過度に多くならないように配慮してください。

また、1小課題（最小単位の課題）は、原則として1機関で担当する体制としてください。

#### 4 応募の手続等

##### (1) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での応募

本事業への応募は全てインターネットを通じたオンラインの府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で行います。

郵送や直接の持ち込み、e-mail 等では一切受け付けません。

詳細は、別紙1「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」を参照してください。（緊急研究対応課題の応募方法は、その都度お知らせします。）

##### (2) 応募書類（研究課題提案書）について

応募書類（研究課題提案書）等は農林水産省のHPよりダウンロードしてください。（HP アドレス：[http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2017/sinki\\_koubo\\_2017.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm)）各研究ステージごとに応募書類（研究課題提案書）があります。

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評価委員にも守秘義務を課しています。

応募書類（研究課題提案書）は、原則として審査以外には使用しません。採択された提案書については、農林水産省が実施する研究課題の評価及び研究により得られた成果の追跡調査等でも使用することがあります。

また、不採択となった応募書類（研究課題提案書）については、農林水産省において破棄します。なお、御提出いただいた応募書類（研究課題提案書）は返却しません。

##### (3) 応募に当たっての注意事項

以下の点に御留意ください。

- ・本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- ・提出された応募書類が応募要件を満たしていない場合、又は、応募様式に不備がある場合は、審査を受けることができません。
- ・応募受付期間中であれば、農林水産省へ提出した応募情報を引戻し、修正することができます。この場合、応募受付期間中に修正を終了し、再度応募情報を提出する必要があります。
- ・締切り日間際は、応募者側のサーバーダウン等のトラブルが万が一発生した場合に、e-Rad へのデータ入力ができなくなることが予想されますので、余裕を持って、早めに（締切りの一週間程度前）データの入力を行ってください。
- ・e-Rad で「配分機関処理中」又は「受理済」の状態となった後、1週間程度は、農林水産省又は本事業の事務委託先（（公社）農林水産業・食品産業技術振興協会）から、内容等についての確認の連絡を入れる場合がありますので、出張等により不在となる場合は連絡先の周知を図る等、研究総括者と確実に連絡が取れる体制にしておいてください。

##### (4) 応募受付期間

###### 【府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による受付期間】

- ・ 応募受付期間：平成29年1月11日（水）～  
平成29年2月13日（月）12時（厳守）  
（締切り時間を過ぎると一切入力処理が行えないので注意）
- ・ e-Rad の利用可能時間帯は、平日、休日ともに0:00～24:00です。

## 5 研究委託費の内容

研究機関等及び普及・実用化支援組織は、国からの委託費として、直接経費及び間接経費を計上できます。ただし、研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関の場合は、間接経費を計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。

### (1) 直接経費

研究の遂行、研究成果の取りまとめ、国民との科学・技術対話及び普及支援に直接必要とする経費を計上することができます。

なお、直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、ます。

また、経費の項目等については、別紙2「府省共通経費取扱区分表等について」を御確認ください。

### (2) 間接経費

研究機関等が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費です。直接経費の30%に相当する額を上限として計上できます。

※間接経費については「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成26年5月29日改正）（[http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2017/sinki\\_koubo\\_2017.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm)）を御確認ください。

### (3) 一般管理費

研究管理運営業務を専門に行う研究管理運営機関は、間接経費は計上できませんが、代わりに一般管理費を計上できます。一般管理費は当該業務を遂行する上で必要となる事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務職員の人件費、補助職員賃金等の経費のうち額の確定の困難な経費について、直接経費総額の10%に相当する額を計上することができます。

## 6 研究課題の管理等

### (1) 委託契約の締結について

単独の研究機関等による提案の場合は、当該研究機関等と農林水産省が委託契約を締結します。

研究グループと農林水産省との契約に当たっては、研究機関等が共同して構成した研究グループの代表機関と農林水産省が契約する契約方式であり、次のような方法により研究グループの代表機関が中心となって、契約単位としての研究グループを設立していただきます。なお、緊急対応研究課題については、上記によらない場合もあります。

- ① 委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関等の同意を得る（規約方式）
- ② 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等が協定書を交わす（協定書方式）

③ 委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関等の中で共同研究契約を締結する（共同研究方式）

なお、研究グループに参加していない研究機関等は、原則として、研究開発に参加できません。

採択に当たって研究実施計画の見直し等の条件が附された研究課題については見直し等の確認、及び、研究グループによる研究課題については上記コンソーシアムの設立の確認を行った上で、応募者の長との間で委託契約を締結します。

委託契約の締結に当たっては、「3（2）応募者の資格要件」に記載している「②平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格」及び「3（3）複数の研究機関等が研究グループを構成して研究を行う場合の要件」に記載している「③随意契約登録者名簿 登録申請書」が必要となるとともに、以下の点に御留意ください。

- (i) 契約締結が著しく遅くなると判断した場合は、採択を取り消す場合がありますので御注意ください。特に、地方公共団体が応募者となる場合においては、委託契約が早期に締結できるよう適切に予算措置（年度当初予算での対応等）をお願いします。
- (ii) 応募者には契約に当たり契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめ、契約書の内容を十分御確認ください。
- (iii) 委託契約は単年度ごとに行いますので、来年度以降も毎年契約することとなります。なお、契約期間は以下のとおり予定しております。
  - 1年目：平成29年6月以降～平成30年3月31日
  - 2年目以降：4月1日～翌年度3月31日※上記日程はあくまで予定であり、今後変更があり得ます。
- (iv) 委託費の支払いは、原則、精算払いとなります。

ただし、概算払いについて、財務大臣と農林水産大臣との協議が整った場合においては、研究実施期間内に一部又は全額を概算払いとして支払うことができます。
- (v) 委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定者の構成員等に特段の変更があり、研究の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

## （2）研究成果の取扱い

### ① 研究成果に係る知的財産権の帰属

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条）等に基づき、受託者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の

設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- A 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。
- B 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。
- C 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- D 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承諾を受けること。
- E 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承諾を得ること。

また、受託者は、研究成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農林水産省へ報告していただく必要があります。

なお、研究グループによる研究の場合は、必要に応じて、構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

## ② 知的財産権以外の研究成果の取扱い

受託者においては、知的財産権以外のものを含む全ての研究成果について、毎年度、研究実績報告書としてとりまとめ、農林水産技術会議事務局に報告していただきます。

受託者は知的財産権以外の研究成果について、当該報告書の提出をもって、当該報告書の範囲内において保持・活用することが可能となります。

## ③ 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- (i) 研究1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及び研究グループの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。ただし、受託者が単独機関である場合は省略できます。
- (ii) 事業において得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。
- (iii) 研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TLO、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。
- (iv) 研究成果については、日本国内の農林水産業の振興に資するよう、適切に活用

していただきます。この観点から、委託契約書に基づき、当該研究成果の活用を農林水産省から働きかける場合があります。

- (v) 研究成果に係る知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の使用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議決定）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議決定）に基づき、対応することとなります。

(<http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2014/pdf/life-sci.pdf>)

- (vi) 受託者（研究グループにより研究を実施する場合は、研究グループを構成する全機関）において職務発明規程等が整備されていない場合、本事業の研究成果に係る知的財産権の帰属に当たり不都合が生じますので、契約締結後速やかに職務発明規程等を整備していただきます。

#### ④ 本事業において育成された農作物品種の取扱い

本事業で育成された農作物品種については、広域的な普及に資する観点から、農林水産省が必要と判断した場合には、品種特性に関する情報等の提供を依頼する場合があります。

また、本事業の実用技術開発ステージの「育種対応型」で育成された品種の許諾については、「育種対応型の公募要件」の2（3）「開発品種の許諾」を御覧ください。

#### ⑤ 研究成果の公表

受託者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本研究課題に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を農林水産省に連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意（出願前に研究成果の内容を公表した場合、新規性が失われるため、一部例外を除き、知的財産権を取得することができなくなります。）しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。

また、成果の公表に当たっては、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」（英名：Science and technology research promotion program for agriculture, forestry, fisheries and food industry.）を活用して行っているもの、あるいは行ったものであることを必ず明記していただきます。

本事業の研究成果については、本事業終了後、農林水産省が、研究成果発表会や冊子等により公表します。その際、研究機関等に協力を求めることがありますので御承知おきください。

また、得られた成果について知的財産権を取得した場合又はそれを公表した場合は、可能な限り第三者に公開及び閲覧が可能な状態を確保するように努めていただきます。

なお、農林水産省及び農林水産・食品産業分野の研究開発に関する地域の産学官連携・交流組織では、技術ニーズとシーズのマッチングの場として「アグリビジネス創出フェア」等の技術交流イベントを毎年度開催しておりますので、本事業の研究実施期間中や実施期間終了後において、研究内容や成果を紹介する機会としては是非活用してください。



## ⑥ 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間の内外にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。なお、業務上の秘密である研究成果に関する情報を、第三者（研究グループによる研究成果である場合は、研究グループ外の者）に提供する場合は、事前に農林水産省と協議する必要があります。

## （３）繰越明許について

本事業の研究費は、繰越明許費となっており、繰越手続を行うことにより、翌年度に使用することが可能となっています。

### ① 繰越を行うための条件

研究課題の実施に係る委託契約費の繰越を行うためには、委託事業計画書に記載されている委託業務が、契約締結時には予想し得なかった以下の要因により年度内の完了が困難となり、翌年度内に完了する見込みがあることが必要です。

- ・ 研究開発に際しての事前の調査による再調査の必要性
- ・ 研究方式の決定の困難
- ・ 計画に関する諸条件の変更
- ・ 設計に関する諸条件の変更
- ・ 気象の関係
- ・ 資材の入手難
- ・ その他やむを得ない事由

### ② 必要な手続

当該委託契約の繰越手続は、農林水産大臣が財務大臣と協議し、年度内（3月31日まで）に承認を得る必要があります。なお、繰越事由が発生した場合は、年度内に行う委託業務と繰り越すこととなる委託業務について、それぞれの業務の内容及び経費を明らかにするとともに、当該委託契約の契約変更手続を行い、既に支払いを受けた委託費がある場合においては、当年度に必要な委託費と既に支払いを受けた委託費との差額を国に返還することが必要になります。

### ③ その他留意事項

翌々年度への繰越しは、原則認められません。

また、翌年度に継続的に実施する計画がある委託業務を繰り越す場合は、翌年度に実施する計画の委託業務の内容及び実施期間等に影響することがあります。

## （４）収益納付について

### ① 収益状況の報告

各研究機関等には、本事業の研究成果による収益状況を、シーズ創出ステージ及び発展融合ステージにおいては研究が終了した翌年度から起算して7年間、実用技術開発ステージにおいては本事業の研究課題が終了した年度の翌年度から起算して5年間（なお、事業実施期間中に発生した収益がある場合には、初年度に併せて報告してください。）、毎年度末の翌日から起算して90日以内に農林水産省に報告していただきます。

また、当該期間中に、本事業の成果に係る特許権等の譲渡、実施許諾又は成果の企業化が行われた場合であって、当該成果を研究機関等が所有している場合においては、

これらの事由が発生した年度から起算して5年間とします。

## ② 収益の納付

報告により、相当の収益が得られたと認められた場合には、原則として以下により、収益の一部に相当する金額を納付していただきます。

### (i) 本事業に係る知的財産権の移転又は実施権の設定により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times 1 \times (\text{委託費の確定額の総額} \times 2 / \text{本事業に関連して支出された技術開発費総額} \times 3) \times 1/2$$

(※1) 知的財産権の移転又は実施権の設定により生じた収益

(※2) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※3) 委託費の確定額の総額及び当該知的財産権を得るために要した本事業以外の技術開発費の合計額

### (ii) 本事業の成果の企業化により収益が生じた場合

$$\text{納付額} = \text{収益額} \times 4 \times (\text{委託費の確定額の総額} \times 5 / \text{企業化に係る総費用} \times 6) \times \text{企業化利用割合} \times 7 \times 1/2$$

(※4) 本事業の成果に係る製品ごとに算出される営業利益

(※5) 研究課題に必要な経費として確定された各年度における委託費の総額

(※6) 委託費の確定額の総額及び当該製品の製造に係る設備投資等の費用の合計額

(※7) 製品全体の製造原価に占める本事業に係る成果物の製造原価の割合

## (5) 物品等の所有権の帰属について

委託事業により取得した物品及び試作品（以下「物品等」という。）の所有権は、当該物品等を購入、製造、取得等した委託先に帰属しますが、委託事業終了後、原則として、農林水産省に引き渡していただきます。引き渡された物品等の所有権は、農林水産省に移転しますが、委託先が継続使用する場合には、所定の手続きが必要になります。

## 7 研究課題の進行管理、中間・事後評価等

### (1) 研究課題の進行管理等について

#### ① プログラムオフィサーによる助言・指導

農林水産省では、

(i) 総括プログラムオフィサー（研究課題の進行管理を行う責任者で農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）が農林水産省の職員から指命した者（以下「総括PO」という。))と、

(ii) 専門プログラムオフィサー（効率的かつきめ細かに研究課題の進行管理を行うため、本事業の業務の委託先に配置した非常勤のプログラムオフィサー（以下「専門PO」という。))

が連携した進行管理体制のもとで研究の進捗状況を常に把握し、助言・指導等を行うなど研究の進行管理を効率的・効果的に行います。

採択された研究課題の研究総括者は、専門POと密に連絡を取り合い、適宜進捗状況の報告を専門POに行うとともに、事業推進上の疑問点を専門POに相談する

などして迅速に解消し、スムーズに研究課題を推進していただくこととなります。

## ② 研究推進会議の開催

委託先研究機関等（研究グループで応募する場合は代表機関）には、毎年度、参画機関による研究の推進状況を確認していただくとともに、研究実施計画の必要な見直し等を機動的に行うために、参画機関等を参集した「研究推進会議」を開催していただきます。

また、採択研究課題の研究総括者は、研究課題の推進に当たり、「アドバイザー（当該研究課題に関する専門知識を持つ有識者であり、研究グループに属さない者）」に研究推進会議への参加を依頼し、外部の視点から専門的アドバイスをいただくようにしてください。

なお、研究推進会議には、必要に応じ、総括P Oを主査として専門P Oや農林水産省の関係職員から構成される推進チーム等が参画し、研究の推進に関する必要な助言・指導等を行います。

## ③ 研究支援者（コーディネーター等）の参画

本事業で実施する研究課題は、研究マネジメントや研究成果を確実に実用化や商品化に結びつけるための橋渡しの能力を有する人材（コーディネーターやプランナー等、以下「研究支援者」（※）という。）に対し、研究推進中から普及・実用化に向け外部の機関との調整を依頼してください。また、研究支援者には研究推進会議への参加も依頼してください。

なお、研究支援者は当該能力を有している者であれば、研究グループ内の人材でも可能です。研究課題の提案段階から研究支援者の役割が明確に位置づけられている場合は応募書類の該当箇所に、研究支援者の情報等を記載してください。

農林水産・食品分野における研究支援者については、23ページの相談窓口をご活用ください。

※ 本事業でいう研究支援者とは、以下を担う者です。

- ・産学官の幅広い分野の機関・研究者等とのネットワークを構築するとともに、研究現場のシーズや民間企業等のニーズを把握し、橋渡し等を行う役割
- ・研究総括者やP Oとの連携のもと、研究開発の推進に必要な資源（ヒト、物、資金、情報、時間等）を効果的に配分、活用するなど研究総括者を支える役割

## ④ 研究実施計画及び研究の進捗状況の報告

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究実施計画書及び当該年度の進捗状況を示す研究実績報告書を提出していただきます。

## ⑤ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

## （２）研究課題の評価

### ① 中間評価

研究実施期間が3年間の研究課題については、研究開始2年度目に中間評価を実施します。研究実施期間が4又は5年間の研究課題については、研究開始3年度目に中間評価を実施します。

応募時に設定した中間時の進捗目標（数値）に基づき、実際の進捗状況（数値）を評価します。

なお、中間時の進捗目標に達しない場合は、中間評価の結果によって研究実施計画の見直し、研究費の減額を求めます。また、最終目標の達成に見込みが立たない又は社会的に必要ながなくなった課題は研究の中止を求めます。

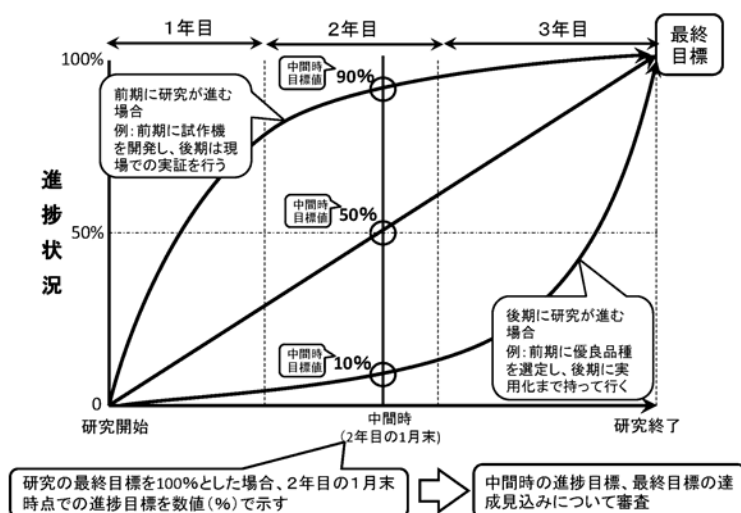
#### 【進捗目標値の設定方法について】

研究の最終目標を100%とした場合、研究実施期間の中間時における進捗目標を数値（%）で示していただきます。平成29年度に採択する研究課題の研究実施期間の中間時は以下のとおりとします。

- ・研究実施期間が3年間の課題－中間時は平成31年1月末
- ・研究実施期間が4又は5年間の研究課題－中間時は平成32年1月末

なお、書面審査（必要に応じてヒアリング審査）において、設定した進捗目標値が適切か審査します。

#### 【研究実施期間中間時の進捗目標値設定のイメージ図(研究実施期間が3年間の場合)】



## ② 事後評価

研究実施期間終了時に事後評価を実施します。この事後評価で研究開発目標が未達成の研究者とは、本事業で契約を行わない場合があります。

## (3) 国民との科学・技術対話（アウトリーチ活動）

研究グループは、国民との科学・技術対話に積極的に取り組むこととし、研究終了時には、速やかに一般国民向けの成果発表会（例えば、シンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演、説明等）を開催していただきます。

## (4) 研究終了課題のフォローアップ調査

研究成果の普及・実用化の状況等を把握するため、原則として、研究終了から2年、5年（更に必要に応じて10年）を経過した時に、フォローアップ調査を実施します。

また、実用技術開発ステージの終了課題については、研究成果（技術）の普及実績を報告していただきます。

## 8 中小企業の支援（中小企業技術革新制度：SBIR）

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます。（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半額）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になるように努めています。
- ⑤ 「SBIR 特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

これら中小企業技術革新制度（SBIR）についての説明等は、SBIR 特設サイトを御覧ください。（<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>）

## 9 法令・指針等の遵守への対応

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、契約解除等を行う場合があります。

例えば、研究計画に相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、海外への技術漏洩への対処を必要とする研究、動物実験を必要とする研究などが含まれている場合には、法令等に基づく手続きを適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏洩への対処については、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第28号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけでなく情報提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。（※1）

動物実験等に関しては、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知(※2))に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、同基本指針及び同基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

(※1) 経済産業省安全保障貿易管理のホームページを御覧ください。

(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)

(※2) 農林水産省のホームページを御覧ください。

([http://www.maff.go.jp/j/kokuji\\_tuti/tuti/t0000775.html](http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000775.html))

## 10 研究機関等の経費執行状況のチェック体制の強化

農林水産省においては、本事業の経費執行に当たり、研究総括者、研究分担者(共同研究者)、経理事務担当者等関係者の方々に、経費を適正に執行いただくため、経費執行についての説明、指導等を行っています。

具体的にはステージごとに以下のとおり、経費執行についての指導・チェックを行いますので御了承ください。

- ・応募申請時：機関の経費執行管理体制の整備状況を示す書類の添付を義務付け、農林水産省が体制をチェック
- ・採択時：採択研究課題が決定し次第、新規採択研究課題の研究総括者及び経理担当者を召集し、研究課題の進行管理、経費の適正執行について説明・指導
- ・実施1年目：国からの経費受入れに不慣れと思われる機関について、現地指導を実施
- ・実施2年目以降：適正に執行されているか確認が必要と思われる機関については、必要に応じて現地指導を実施

## 11 その他応募に当たっての注意事項

### (1) 重複応募・重複研究参画

本事業に新規で応募する場合、同一の者が研究総括者として2件以上応募することは禁止します。研究ステージが異なる場合の応募も認めません。2件以上の応募が確認された場合は、農林水産省から応募研究総括者に連絡を取り、審査を受ける応募研究課題を1件選んでいただきます。

また、本事業で既に研究総括者となっている者(平成28年度で研究終了の場合は除く。)が新たに応募することは禁止します。研究総括者として重複応募・重複研究参画が認められる場合、当該研究課題については審査を行いません。

なお、同一の者が研究分担者(共同研究者)として複数の研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募書類に記載する「エフォート(研究専従率)」(※)は正確に算出してください。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数の研究課題の応募研究機関等として応募することは可能です。

(※) エフォート(研究専従率)

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率(%)」

なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

### (2) 不合理な重複及び過度の集中の排除

① 本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額及びエフォート（研究専従率））を応募書類に記載していただきます。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

② 研究課題の採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>）に基づき、研究実施計画及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理的な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。

なお、このような研究課題の存在の有無を確認する目的で、研究課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定研究課題及び研究実施計画の内容の一部（制度名、研究者名、所属研究機関等名、研究課題名、研究概要、予算額等）を、他府省を含む他の競争的資金担当部局に情報提供する場合があります。

### （3）研究費の不正使用防止のための対応

#### ① 不正使用防止に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。※）を策定しました。（※管理監査ガイドラインについては、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。）

本事業で実施する研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、各研究機関等においては、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の適正な執行・管理体制の整備等を行っていただく必要があります。

また、その実施状況について報告等を求めるとともに、必要に応じ、農林水産省による現地調査を行う場合があります。

#### ② 不正使用等が行われた場合の措置

ア 本事業及び当省の他の事業並びに他府省を含む他の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本事業への参画を認めません。

（ア）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

a 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

b a以外による場合

(a) 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間

(b) (a)及び(c)以外の場合：2～4年間

(c) 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間

- (イ) 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- (ウ) 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- (エ) 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務※に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

※ 善管注意義務対象者の例：原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、競争的資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

イ 本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募が制限される場合があります。

ウ 研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本事業への応募又は参加を認めないこととします。

エ なお、当省が公的研究費の配分先の研究機関において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について」をご覧ください。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm>

#### （４）虚偽の申請に対する対応

本事業にかかる申請内容において、虚偽行為が明らかになった場合、実施研究課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返済、損害賠償等を委託先であるコンソーシアムの各構成員に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者等については、上記11（3）②の不正使用等を行った場合と同様の措置を取ります。

#### （５）研究活動の不正行為防止のための対応

##### ① 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究の不正行為に関し、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「不正行為ガイドライン」という。（※））及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（※）を策定しています。

本事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不



正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時までに研究倫理教育を実施していただき、契約の際に「研究倫理に関する誓約書」を提出する必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は本事業に参加することはできません）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口の設置や、特定不正行為に関する告発があった場合の調査委員会の設置及び調査の実施等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

（※）不正行為ガイドライン及び規程については、<http://www.s.affrc.go.jp/docs/misbehavior.htm> を御覧ください。

## ② 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求めます。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を制限する場合があります。

ア 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年

イ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請が制限される場合があります。

## （6）指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

## （7）個人情報の取扱い

本事業に提出された応募書類及び府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録された個人情報は、本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等の業務のために利用及び提供するほか、上記（2）から（6）までに基づく情報提供を行う場合があります。また、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を経由して内閣府の「政府研究開発データベース」（※）に提供されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関等名、研究者名及び研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開される

こととなります。

以上のことを予め御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

(※) 政府研究開発データベース

政府研究開発データベースとは、CSTI が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

## 1 2 本事業に係る相談窓口

本事業の募集に当たっては、公募期間中、農林水産省の本省及び各地方農政局等を相談窓口として、事業全般や対象範囲、応募の際の一般的な留意事項等について相談を受け付けますので、以下の連絡先に御相談ください。

### ○本省問合せ先

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課

事業全般担当：産学連携振興班 午前9:30～午後5:30

連絡先：直通TEL 03-6744-7044、代表TEL03-3502-8111（内線5898）

育種対応型担当：調整班 午前9:30～午後5:30

連絡先：直通TEL 03-3502-7437、代表TEL03-3502-8111（内線5891）

### ○地方農政局問合せ先

農林水産省地方農政局生産部生産技術環境課技術担当 午前9:00～午後5:00

東北農政局	代表TEL 022-263-1111（内線4395）	直通TEL 022-221-6214
関東農政局	代表TEL 048-600-0600（内線3336）	直通TEL 048-740-0432
北陸農政局	代表TEL 076-263-2161（内線3352）	直通TEL 076-232-4893
東海農政局	代表TEL 052-201-7271（内線2264）	直通TEL 052-746-1313
近畿農政局	代表TEL 075-451-9161（内線2314）	直通TEL 075-414-9722
中国四国農政局	代表TEL 086-224-4511（内線2426）	直通TEL 086-230-4249
九州農政局	代表TEL 096-211-9111（内線4531）	直通TEL 096-300-6266

※北海道、沖縄県の方は、直接、農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室産学連携振興班へお問い合わせください。

### ○府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に関する問合せ

【e-Radヘルプデスク】 TEL 0570-066-877 午前9:00～午後6:00（平日）

なお、個別課題ごとの研究機関のマッチングの相談や研究課題の内容のブラッシュアップ等の相談を希望される方は、農林水産省が別途実施している「産学連携支援事業」を御活用ください。本事業の実施機関は以下のとおりです。

「産学連携支援事業」についての詳細は、<http://agri-renkei.jp/index.html> をご覧ください。

地域名	組織名及び連絡先（電話/FAX番号）
北海道地域	組織名：NPO法人 グリーンテクノバンク 連絡先：〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西1丁目10番地 ピア2・1ビル5階 TEL/FAX 011-210-4477
東北地域	組織名：東北地域農林水産・食品ハイテク研究会 連絡先：〒014-0102 秋田県大仙市四ツ屋字下古道3 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター 大仙研究拠点内 TEL 080-2806-9926、FAX 0187-66-2639
東海地域	組織名：NPO法人 東海地域生物系先端技術研究会 連絡先：〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町 名古屋大学農学国際教育協力研究センター一気付 TEL/FAX 052-789-4586
近畿地域	組織名：NPO法人 近畿アグリハイテク 連絡先：〒606-0805 京都府京都市左京区下鴨森本町15 (一財)生産開発科学研究所内 TEL/FAX 075-711-1248
中国四国地域	組織名：NPO法人 中国四国農林水産・食品先進技術研究会 連絡先：〒700-8530 岡山県岡山市北区津島中1-1-1 岡山大学農学部3号館3102号室・3103号室 TEL 086-239-5030 3103号室（コーディネーター室） TEL 086-237-3340 3102号室（事務局） FAX 086-201-0551
九州地域	組織名：九州バイオリサーチネット 連絡先：〒860-0855 熊本県熊本市中央区北千反畑町1-7 MSⅡビル403号室 TEL/FAX 096-346-2040

<p>上記以外の 地域 (関東・北 陸・沖縄)</p>	<p>組織名：(公社) 農林水産・食品産業技術振興協会 (JATAFF)  連絡先：〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル7階  TEL 03-3586-8644、FAX 03-3586-8277</p> <p>なお、北陸地域・沖縄地域には以下の連絡窓口を設置しております。</p> <p><b>【北陸地域の連絡窓口】</b>  組織名：石川県立大学産学官連携学術交流センター  連絡先：〒921-8836 石川県野々市市末松1-308  TEL 076-200-7367、FAX 076-227-7557</p> <p><b>【沖縄地域の連絡窓口】</b>  組織名：沖縄農業研究会  連絡先：〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原 1 番地  琉球大学農学部内  TEL 098-895-8754、FAX 098-895-8734</p>
---	--

## 【実用技術開発ステージ 現場ニーズ対応型・重要施策対応型 に関する公募要件】

### 1 実用技術開発ステージ 現場ニーズ対応型・重要施策対応型について

#### (1) 実用技術開発ステージ 現場ニーズ対応型・重要施策対応型の対象分野について

実用技術開発ステージでは、研究期間終了後に生産現場等で確実に活用できる生産・流通・加工等の実用的な技術（以下「生産技術等」という。）の開発を対象としています。そのため、前提条件として、十分な基礎・応用研究での知見及びそれに基づく技術シーズの蓄積があることが必要です。

生産現場等で確実に活用できる生産技術等の開発とは、本事業における研究実施期間の終了時に、生産現場等に導入・普及することが可能な技術（技術の体系化を含む。）、手法（新たな評価・分析手法等）等を指し、これらを本事業における研究開発の対象とします。

このため、新たな技術・手法の開発に加え、既存の技術・手法の問題点の解決や地域の生産現場等に定着させるための追加的な研究開発（改良・改善）及び研究開発と同時並行的に行う、個別の地域条件に適応させるための地域の生産現場等での実証試験についても事業内容の対象とします。

以上のことから、研究成果となる生産技術等（出口）を明確化し、生産現場等への導入・普及が見込まれる研究課題を提案することが応募者に求められます。

#### (2) 募集する研究区分

次に示す2つの研究区分に該当する研究課題を募集します。

提案された研究課題の目的・内容が、他の研究ステージや研究区分で実施することが適切であると認められる場合、農林水産省が応募研究課題の研究総括者の了解を得た上で、研究ステージ・研究区分の変更を行う場合があります。

##### ① 現場ニーズ対応型

本研究区分においては、農林水産・食品産業の現場の多様なニーズに対応した実用技術の開発を推進するために、現場の課題解決を早急に図る必要性が高い研究課題を対象とします。

本研究区分では、研究費の規模が1千万円より大きい研究課題（以下「Aタイプ」という。）と1千万円以下である研究課題（以下「Bタイプ」という。）を区分して公募を行います。

##### ② 重要施策対応型

本研究区分においては、他府省との連携により技術開発等を推進する重要な施策である「総合特区」、「地域イノベーション戦略推進地域」及び「地域活性化プラットフォームにおけるモデルケース」（以下「総合特区計画等」という。）に指定された地区・地域において、その構想（計画や戦略等）を実現するために必要な実用化

段階の研究開発を実施する研究課題を対象とします。（このため、総合特区計画等において位置づけがなされていない研究課題は本研究区分の対象外となります。）

重要施策対応型に応募する研究課題は、必ず応募書類（研究課題提案書）の様式2-5に、該当する計画や戦略等の該当箇所を抜粋して記載又は添付してください。

また、年度途中で災害等の不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究課題（以下「緊急対応研究課題」という。）が生じた場合は、本研究区分で対応します。（緊急対応研究課題については、事象が生じた場合にその都度研究対象を設定し、公募を行います。）

### （3）研究費の上限、研究実施期間

研究区分	研究費の上限	研究実施期間
<b>現場ニーズ対応型</b>		
Aタイプ	3,000万円/年	3年以内
Bタイプ	1,000万円/年	3年以内
<b>重要施策対応型</b>	1,000万円/年	3年以内
<b>緊急対応研究課題</b>	原則1,000万円/年	原則発生年度内

- ※ 研究費は可能な限り精査した額を計上してください。過大な積算を行っている研究課題については、審査上マイナスとなることがあります。
- ※ 採択研究課題決定の際は、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。
- ※ 終了時の評価における外部評価委員の指摘及び行政部局からの要望等を踏まえ、その必要性が特に認められる場合には、最大2年間の研究実施期間の延長を可能とします。

### （4）新規採択研究課題数（想定）

平成29年度の採択研究課題数は以下を想定しております。

研究区分	新規採択研究課題数（想定）
<b>現場ニーズ対応型</b>	
Aタイプ	5
Bタイプ	8
<b>重要施策対応型</b>	1

- ※ あくまで研究費上限額を基にした場合の採択予定数研究課題数です。採択となる研究課題の予算規模や各タイプの応募研究課題数等により、採択数は増減します。

### （5）各種施策を促進するための措置

審査に当たって、以下の施策、計画等に沿って提案された研究課題については、書

面審査の評価点にポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイント加算の方法については、「6 研究課題の選定」を参照してください。

- (i) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。六次産業化・地産地消法。）における認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「研究開発・成果利用事業計画」に基づき策定された研究課題
- (ii) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。農商工等連携促進法。）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「農商工連携等事業計画」に基づき策定された研究課題
- (iii) 地域再生法（平成17年法律第24号）において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」において本事業に対する支援措置要望の記載がある研究課題
- (iv) 「グローバル・フードバリューチェーン戦略」（平成26年6月6日策定）への貢献を目的として、多国間や他国の研究機関との間で、締結又は締結見込みである研究開発に係る MOC（Memorandum of Cooperation：協力覚書）や Workplan（研究計画）に基づく研究課題

なお、「認定を受けることを前提とした」とは、当該計画を担当府省に提出しており、認定待ちであることをいいます。

上記（i）～（iv）のいずれかに該当する研究課題は、必ず応募書類（研究課題提案書）の様式2-5に、該当する計画書等の該当箇所を抜粋して記載又は添付してください。なお、（iv）に該当する場合は、「グローバル・フードバリューチェーン戦略」のどの項目に貢献するのかも併せて記載してください。

## （6）「研究ネットワーク」との連携

情報や研究に係る資源を集積することで、相乗的かつ迅速な技術開発とその成果の社会実装を促進する戦略的な技術開発体制の構築を図るため、農林水産技術会議事務局では、「研究ネットワーク形成事業」等により、拠点となる機関を中心に、ある共通の研究テーマについて、恒常的に情報共有、人材交流、共同研究等を行う、企業、大学、研究機関、農林漁業経営体等から成る研究ネットワークの形成を推進しています。

研究ネットワークから立ち上げられた研究グループが、研究ネットワークの中核となる拠点機関の了解を得て応募した提案については、当該研究ネットワークが一定の要件（ネットワークの大きさ、機能等）を満たす場合、書面審査の評価点にポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイント加算の方法については、「4 研究課題の選定」を参照してください。



- 「革新的技術開発・緊急展開事業」全国説明会資料の資料4を参照  
<http://www.s.affrc.go.jp/kakushin/H28kakushin.htm>

## (7) 「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会」との連携

農林水産・食品分野と異分野の新たな連携により、我が国農林水産・食品産業のオープンイノベーションを推進するため、農林水産技術会議事務局では、新たな産学連携研究を促進する仕組み（「知」の集積と活用の場）づくりを進め、平成28年4月に「知」の集積と活用の場 産学官連携協議会」（以下「産学官連携協議会」という。）を立ち上げています。本事業の実施に当たっては、この産学官連携協議会と連携しつつ、農林水産・食品産業の成長産業化のため、商品化・事業化に繋がる研究開発を進めていくことが重要と考えています。

農林水産技術会議事務局では、産学官連携協議会の下、研究領域ごとに研究開発プラットフォームの形成を推進しています。

産学官連携協議会への届出が公募開始（平成29年1月11日）までに受理された研究開発プラットフォームに所属する研究コンソーシアムからの提案であって、提案内容が当該研究開発プラットフォームの目的と合致しており、当該研究開発プラットフォームのプロデューサーが当該提案を行うことに同意している場合には、書面審査の評価点にポイント加算することとします（審査上の扱いであり、採択を約するものではありません。）。

ポイント加算の方法については、「4 研究課題の選定」を参照してください。

ただし、(6) 研究ネットワークとの連携において、研究ネットワークからの応募として加点された提案については、研究開発プラットフォームからの応募としての加点はいたしません。

- 「知」の集積と活用の場産学官連携協議会の会員募集等について  
<https://www.knowledge.maff.go.jp/>

## (8) 研究支援者（コーディネーター等）の参画の推進

公募要領の共通事項7（1）③に記載しているとおり、本事業では、研究支援者の参画を推進しています。提案内容に研究支援者の役割が明確に位置づけられている研究課題については、必ず応募書類（研究課題提案書）の該当箇所にその役割について記載するとともに、応募書類（研究課題提案書）の様式2-6に研究支援者の研究支援の実績等の情報を記載してください。

該当する研究課題が採択となった場合は、研究成果の実用化・商品化に向けたアドバイスを受けてください。

なお、研究支援者は当該能力を有している者であれば、研究グループ内の人材でも可能です。

## 2 応募要件等

研究機関等の要件は「共通事項3 応募資格等」を御覧ください。

(参考) 研究機関等の分類

セクターⅠ	都道府県、市町村、公設試、地方独立行政法人
セクターⅡ	大学、大学共同利用機関
セクターⅢ	独立行政法人、特殊・許可法人
セクターⅣ	民間企業、公益・一般法人、NPO 法人、協同組合、農林漁業者

(1) 応募要件

各研究区分とも、産学官の連携を活かした研究開発を行うため、「共通事項3 応募資格等(1) 研究機関等の分類」に示すⅠ～Ⅳのセクターのうち、2以上のセクターの研究機関等から構成される研究グループでの応募が必須となります。

(2) 普及・実用化支援組織の参画

研究成果を生産現場等へ迅速に導入・普及させる観点から、研究グループの中に、「普及・実用化支援組織」(都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合、生産者団体等の機関)の参画が必須となります(緊急対応研究課題は必須としません)。

(3) 知的財産の実施許諾

研究成果による知的財産を活用した事業化を一層促進する観点から、知的財産の取得後5年以内に広く実施許諾できるようにすることを重視します。

このため、審査に当たって、知的財産の取得後5年以内に広く実施許諾できるようにすることを提案書に明記している研究課題や研究グループの構成員の中に普及・実用化支援組織として農林水産業・食品産業者(関連産業を含む)等が複数(系列企業は除く。)含まれる研究課題については、書面審査の評価点にポイントを加算することとします(審査上の取扱いであり、採択を約するものではありません)。ポイント加算の方法については、「5 研究課題の選定」を参照してください。

なお、許諾する場合にあっては、社会通念上相当と考えられる許諾料であれば、許諾先によって料金等に差を設けることは差し支えありません。

3 応募書類(研究課題提案書)等

応募書類(研究課題提案書)は農林水産省のHPよりダウンロードしてください。  
(HP アドレス : [http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2017/sinki\\_koubo\\_2017.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm))

応募書類は以下から構成されております。

- ・様式(表紙)【必須】
- ・様式1-1(研究課題概要図)【必須】
- ・様式1-2(研究課題のポイント)【必須】
- ・様式1-3(研究グループの構成)【必須】
- ・様式2-1(研究課題内容)【必須】
- ・様式2-2(参画機関の知的財産への取組状況)【必須】

- ・様式2-3（経理事務体制について）【必須】
- ・様式2-4（研究管理運営機関を活用する理由書）【該当研究課題のみ】
- ・様式2-5（重要施策対応型に該当する計画等及び公募要件1-(5)各種施策を推進するための措置に該当する計画の該当箇所）【該当研究課題のみ】
- ・様式2-6（公募要件1-(6)研究支援者の情報等）【該当研究課題のみ】
- ・様式3（公募要件4コンソーシアムの規約や共同研究契約書等の抜粋（民間企業等における事業化・製品化に関する記載事項））【該当研究課題のみ】

応募書類の作成に当たっては、応募書類に青文字で記載している「記載事例及び留意事項」を必ず御一読ください。

#### 4 民間企業との連携の強化（※ この事項は必須の要件ではありません。）

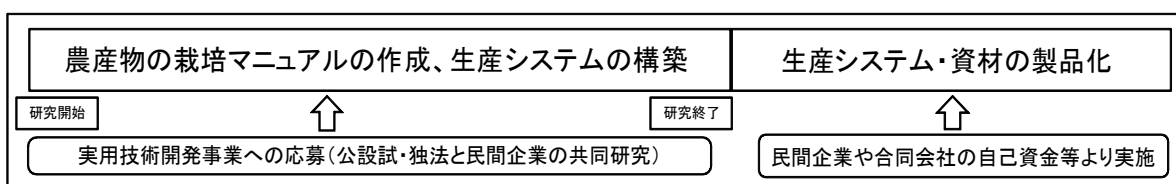
民間企業の技術、知的財産、資金等を活かし、公設試験研究機関・独立行政法人試験研究機関の技術や研究成果を事業化及び製品化に結び付けることにより、成果の生産現場等への普及をより推進することが重要です。

そのため、本事業の実用技術開発ステージでは、公設試験研究機関と民間企業が研究グループを構成し、研究開発において創出した成果を、研究グループに参画する民間企業が事業化及び製品化することを前提とした研究課題、又は事業化及び製品化する合同会社（LLC）を設立することを前提としている、若しくは既に合同会社（LLC）を設立している研究課題は、審査において、優先的に取り扱うこととします。

##### 【対象となる研究課題の要件】

- ① 民間企業を含む研究グループであること。
- ② 応募研究課題における研究成果を、研究終了後に研究グループに参画した民間企業が必ず事業化・製品化に結び付け、又は、合同会社（LLC）を設立し、若しくは既に合同会社を設立していること。
- ③ 研究コンソーシアムを設立するに当たって作成する規約等において、②の事業化・製品化、または合同会社（LLC）を設立することを明記すること。既に合同会社（LLC）を設立している場合は、当該合同会社において事業化・製品化することを明記すること。
- ④ 応募書類の様式3「コンソーシアムの規約や共同研究契約書等の抜粋（民間企業等における事業化・製品化に関する記載事項）」を提出していただきます。

#### ○ 共同研究から事業化・製品化へのイメージ



なお、個別課題ごとの研究機関等のマッチングの相談等を行う「産学連携支援事業」

を実施しています。実施機関の一覧を「共通事項24ページ」に掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

## 5 研究課題の選定

### (1) 審査の方法及び手順

1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査を経て採択研究課題を決定します。

また、審査については、「現場ニーズ対応型」及び「重要施策対応型」の研究区分ごとに行いますが、「重要施策対応型」については、1次（書面）審査及び2次（ヒアリング）審査とも「現場ニーズ対応型」の評価の平均点に満たない場合には、採択候補研究課題から除外します。

#### ① 1次（書面）審査

1次（書面）審査においては、「科学的ポイント」として外部専門家による審査を、「行政的ポイント」として農林水産省の行政官による審査を実施します。

※ 行政官が評価委員として審査に参画します。研究計画作成の御参考に、「行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題（行政課題）」を別紙3に記載しております。

#### [1次（書面）審査の手順]

- 「科学的ポイント」は、応募研究課題の研究分野の専門家が審査を行うピアレビュー方式で、1研究課題当たり3名の外部専門家による審査を実施します。書面審査を行う外部専門家は、あらかじめ登録されたデータベースの中から、研究課題の専門分野、利害関係者等を考慮して割り振ります。
- 「行政的ポイント」は、政策的視点から2名以上の行政官による審査を実施します。
- 「科学的ポイント」、「行政的ポイント」とも、(2)の審査基準に基づき、各審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）の10点満点で評価し、各評価項目の評価点を合計します。
- 「科学的ポイント」の平均点と「行政的ポイント」の平均点を合計したものを当該研究課題の「1次評価ポイント」とします。

科学的ポイント + 行政的ポイント = 1次評価ポイント

#### [審査における優先的な取扱いの方法]

- 1－(5)に記載している事項に該当する研究課題については、「1次評価ポイント」に5ポイントを加算します。
- 1－(6)に記載している事項に該当する研究課題については、「1次評価ポイント」に3ポイントを加算します。
- 1－(7)に記載している事項に該当する研究課題については、「1次評価ポイント」に3ポイントを加算します。

- 2- (3) に記載している事項に該当する研究課題については、「1次評価ポイント」に以下のポイントを加算します。
  - (i) 知的財産の取得後、広く実施許諾できるようにすることを提案書に明記している場合には7ポイント。
  - (ii) 一定期間（知的財産の取得後5年目途）制限するものの、その後に広く実施許諾できるようにすることとしている研究課題については5ポイント。
  - (iii) (i)、(ii)以外であって、研究グループの構成員の中に普及・実用化支援組織として農林水産業・食品産業者（関連産業を含む）等が複数（系列企業は除く）含まれる研究課題については5ポイント。
- 4の民間企業との連携の強化における要件を満たしている研究課題については、「1次評価ポイント」に5ポイントを加算します。
- 別紙3に記載している「行政政策推進上課題解決を早急に図る必要性の高い課題（行政課題）」に該当する研究課題については、「1次評価ポイント」に5ポイントを加算します。

#### [参画機関における知的財産への取組に関する評価]

- 参画機関の知的財産への取組について評価を行い、(2)の審査基準に基づき、「行政的ポイント」からB評価は1点を、C評価は3点を減点します（A評価は減点しません。）。

#### [2次（ヒアリング）審査対象課題の選定]

- 「1次評価ポイント」に加点ポイントを加えた点数の上位の研究課題から、2次（ヒアリング）審査の対象研究課題を選考します。
- 2次（ヒアリング）審査対象課題数は、採択予定研究課題数の倍程度を想定しています。
- 2次（ヒアリング）審査の対象となった研究課題及び審査日程については、当該研究課題の研究総括者に直接連絡するとともに、農林水産省のホームページにも掲載します。

## ② 2次（ヒアリング）審査

2次（ヒアリング）審査においては、「技術・普及・実用化ポイント」、「地域貢献ポイント」、「国民的・社会的ポイント」として、外部専門家、外部有識者及び行政官を構成員とする「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業研究課題評価分科会」（以下「評価会」という。）を開催し、2次（ヒアリング）審査の対象研究課題について研究総括者等に対するヒアリング審査を実施します。

なお、評価会は非公開で行います。

#### [2次（ヒアリング）審査の手順]

- 「技術・普及・実用化ポイント」は、学識経験者、普及指導関係者等幅広い分野の外部専門家5名で審査を実施します。
- 「地域貢献ポイント」は、地域行政の視点から、地方農政局を含めた2名以上の行政官で審査を実施します。
- 「国民的・社会的ポイント」は、ジャーナリスト、消費者代表等農林水産業以外の視点からの外部有識者2名で審査を実施します。
- 1次（書面）審査と同様、各ポイントとも（2）の審査基準に基づき、各審査項目をそれぞれA（10点）、B（8点）、C（6点）、D（4点）、E（2点）の10点満点で評価し、各審査項目の評価点を合計します。
- 「技術・普及・実用化ポイント」、「地域貢献ポイント」及び「国民的・社会的ポイント」の平均点を合計したものを当該研究課題の「2次評価ポイント」とします。

技術・普及・実用化ポイント + 地域貢献ポイント + 国民的・社会的ポイント  
= 2次評価ポイント

### ③ 採択候補研究課題の選定

「1次評価ポイント」と「2次評価ポイント」に加点ポイントを加えた合計ポイントをその研究課題の「最終評価ポイント」とします。

1次評価ポイント + 2次評価ポイント + 加点ポイント = 最終評価ポイント

「最終評価ポイント」を基に、以下の方針で採択候補研究課題を選定します。

- i) 研究区分ごとに、採択予定研究課題数の9割程度は「最終評価ポイント」が上位の研究課題から順に採択候補となる研究課題を選定します。
- ii) 残りの1割程度は、採択候補研究課題の研究分野のバランスを考慮し、採択がない研究分野から選定します。採択がない研究分野が複数ある場合は、それらの研究分野の中で「最終評価ポイント」が上位の研究課題から選定します。研究分野は、e-Radにおいて応募する際に応募者が設定します。（研究分野は、「(参考)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)における応募書類のアップロード方法」の「(別添)研究分野・研究対象・研究内容/研究手法 コード表」を御確認ください。）

### ④ 採択研究課題の決定

採択候補研究課題の中から、事務局長が採択研究課題を決定します。

なお、採択に当たっては、研究機関の財務状況を勘案する場合があります。また、審査結果を踏まえ、研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等の条件が付される場合があります。

## (2) 審査基準

研究課題の審査に当たっては、以下の観点から評価を実施します。

### ① 1次（書面）審査の審査項目及び点数配分

審査の 観点	1次評価ポイント	
	科学的ポイント 審査項目（点数配分）	行政的ポイント 審査項目（点数配分）
必要性	①新規性・先導性・優位性（10点） ②事業化等の発展可能性（10点）	①行政的な必要性（10点） ②施策との整合性（10点）
効率性	③研究コスト・研究実施期間（10点） ④研究実施体制（10点）	③研究コスト・研究実施期間（10点） ④研究・普及実施体制（10点）
有効性	⑤研究成果の波及効果（10点）	⑤研究成果の波及効果（10点）
計	50点満点	50点満点
合計	100点満点	

○「科学的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

#### ① 新規性・先導性・優位性

現行の技術水準や関連分野の研究開発状況を踏まえて、研究内容に科学的意義に対する新規性・独創性があること。

また、類似する研究成果が他にも存在し新規性が認められない場合、先導性・優位性を持つ研究であること。

#### ② 事業化等の発展可能性

研究課題に対する明確な最終目標・成果が設定されており、研究成果を活用した事業化、その他の発展が期待されること。

#### ③ 研究コスト・研究実施期間

既存の研究成果が有効に活用されていること。

費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究実施期間が適切であること。

不要な経費（特に人件費、施設備品費や役務費）の計上が無いこと。

研究実施期間の中間時における研究の進捗目標値の設定が適切であること。

#### ④ 研究実施体制

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

※ 重要施策対応型では、各施策の中で参画機関の役割分担が明確であること。

※ 研究支援者が位置づけられている場合は、その役割が明確であり、成果の将来的な実用化に向けて、適切な研究推進が期待できること。

#### ⑤ 研究成果の波及効果

研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

※重要施策対応型は、総合特区計画及び地域イノベーション戦略に規定される地域を中心に、その研究成果を広く多数の者が受益する形で波及が期待されること。

○「行政的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

#### ① 行政的な必要性

行政的にみて、重要性、緊急性の観点から必要性があること。

#### ② 施策との整合性

「食料・農業・農村基本計画」等に沿った各種施策との整合性があること。

※ 重要施策対応型については、総合特区計画等との関係について必ず記載すること。

#### ③ 研究コスト・研究実施期間

他府省を含む競争的資金に係る研究成果が有効に活用されていること。

費用対効果の面から研究コストが適切な水準であり、研究実施期間が適切であること。

#### ④ 研究・普及実施体制

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

※重要施策対応型では、各施策の中で参画機関の役割分担が明確であること。

#### ⑤ 研究成果の波及効果

研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

研究成果の普及方法が適切であること。

※重要施策対応型は、総合特区計画等に規定される地域を中心に、その研究成果を広く多数の者が受益する形で波及が期待されること。

### [参画機関における知的財産への取組に関する評価]

評価の視点	評価基準
以下の点について評価を実施 (1) 各参画機関における知的財産方針等の知的財産の管理に関する方針の有無 (2) 各参画機関における知的財産部門や担当者等の管理体制の有無	知的財産の管理等について、 A：整備できている B：一部未整備である C：未整備である



の3段階で評価を行う。

※ Aは減点無し、Bは1点、Cは3点を書面審査の評価点から減点します。

また、B又はC評価の研究課題が採択候補研究課題となった場合は、全ての参画機関（普及・実用化のみを実施する機関は除く。）が少なくとも知的財産の管理体制が整備されたことを確認した上で、委託契約を締結することとします。

② 2次（ヒアリング）審査の審査項目及び点数配分

審査の観点	2次評価ポイント		
	技術・普及・実用化ポイント 審査項目（点数配分）	地域貢献ポイント 審査項目（点数配分）	国民的・社会的ポイント 審査項目（点数配分）
必要性	①研究成果の実用性（10点）	①生産現場等からの 必要性（10点）	①国民目線からの 必要性（10点）
効率性	②関係機関の役割分担に よる効率性（10点）	②地域の推進すべき施策 との整合性（10点）	
有効性	③普及・実用化支援体制の 有効性（10点） ④普及・実用化の可能性 （10点） ⑤研究成果の波及効果 （10点）	③過去の地域に対する貢 献実績等から見た今後 の将来性（10点）	②国民目線からの 有効性（10点）
計	50点満点	30点満点	20点満点
合計	100点満点		

○「技術・普及・実用化ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

① 研究成果の実用性

研究成果を活用する生産現場等において、十分に実用性があること。

② 関係機関の役割分担による効率性

参画機関数が適切であり、また、参画機関の能力に応じた役割分担が適切に行われていること。

③ 普及・実用化支援体制の有効性

研究成果が確実に農林水産・食品分野の生産現場等へ普及・実用化できる体制である

こと。

**④ 普及・実用化の可能性**

普及方法が適切であり、研究成果の普及の見込みが高い、又は実用化の可能性が高いこと。

**⑤ 研究成果の波及効果**

研究成果の幅広い地域等への波及が期待されること。

○「地域貢献ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

**① 生産現場等からの必要性**

研究成果が農林水産・食品分野の生産現場等からのニーズがあること。

**② 地域の推進すべき施策との整合性**

地域が推進すべき施策等と整合性があること。

**③ 過去の地域に対する貢献実績等からみた今後の将来性**

参画機関の過去の地域に対する貢献実績や他の分野の研究・普及による貢献実績を踏まえ、研究成果が今後さらに発展する可能性があること。

○「国民的・社会的ポイント」における各審査項目の評価の視点は以下のとおりです。

**① 国民目線からの必要性**

研究成果が国民生活にとって必要性があること。

**② 国民目線からの有効性**

研究成果が国民生活の向上に貢献できること。

**(3) 審査結果の通知等**

採択研究課題については、評価所見及び採択に当たった条件（研究計画の見直し、研究費の減額、研究実施期間の短縮等）等を、採択研究課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

不採択研究課題については、その理由を、採択研究課題の決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

採択研究課題については、採択研究課題の研究総括者に、採択に当たった条件に基づき、研究計画の修正を行っていただきます。

なお、採択研究課題については、研究課題名、研究機関等名、研究課題の概要等について、農林水産省のホームページ等にて公表します。

—— 本公募要領に関する問い合わせ先 ——

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課

【事業全般】産学連携室 産学連携振興班

電 話：03-6744-7044

F A X：03-3593-2209

【育種対応型】調整班

電 話：03-3502-7437

F A X：03-3593-2209

—— ホームページアドレス ——

[http://www.s.affrc.go.jp/docs/research\\_fund/2017/sinki\\_koubo\\_2017.htm](http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2017/sinki_koubo_2017.htm)